○関東地方整備局告示第二百六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月二十六日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐々木　泉
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年四月三十日

○関東地方整備局告示第二百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月二十六日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	木村　弘美
変更後	斎藤　茂夫

(2)　変更年月日

平成二十三年五月二十日

○関東地方整備局告示第二百六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月二十六日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	稲村　杏沙
変更後	尾高　杏沙

(2)　変更年月日

平成二十三年五月十六日

○中国地方整備局告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十六日

中国地方整備局長　福田　　功

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　主要地方道９号芳井油木線改築工事（岡山県井原市芳井町川相字大道ノ下地内から同市芳井町川相字射場地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県井原市芳井町川相字大道ノ下、字谷田、字迫田及び字射場地内

２　使用の部分　岡山県井原市芳井町川相字大道ノ下、字谷田及び字迫田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県井原市芳井町吉井字山内地内から同市芳井町川相字大道ノ下タ地内までの延長1,600ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道９号芳井油木線改築工事及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、主要地方道９号芳井油木線改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業として、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業により必要となる市道の付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

主要地方道９号芳井油木線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者である岡山県は本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岡山県井原市と広島県神石郡神石高原町を連結する主要幹線道路であり、沿線の地域住民の通勤、通学等の日常生活及び地域間の連携を担う重要な路線となっている。また、本路線は、約800台／日の大型のダンプトラックが、井原市芳井町上鴫地域で採掘される石灰石を、広島県福山市の製鉄工場へ運搬しているなど、地域産業の物流における幹線機能を果たしており、産業支援の観点からも重要な役割を担っている道路である。

しかし、井原市芳井町吉井字山内地内から同市芳井町川相字大道ノ下タ地内までの延長約2.3㎞の区間（以下「現道」という。）は低山地に挟まれた谷底部で、最小道路幅員が5.0ｍと狭小な上、最小曲線半径が25ｍの急カーブ箇所等がある。現道は制限速度が30㎞／ｈまたは40㎞／ｈとなっているが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径、最小曲線長、視距の標準値を満足していない線形不良箇所が18箇所あり、車両の通行や離合に支障をきたしている。

また、現道は、井原市立芳井中学校の通学路に指定されており、家屋等が連担している箇所が点在しているにもかかわらず、歩道等が未整備であり、歩行者等の安全な通行の確保が困難な状況である。

このような状況に対応するため、本件事業は本件区間を対象として道路構造令に基づく第３種第３級の規格による２車線道路を、バイパス方式により整備するものである。本件事業で新設されるバイパス道路により、平成42年に見込まれる将来交通量2,597台／日を円滑に処理することができ、幅員狭小や線形不良の解消が図られ、本路